

 \bigcirc

山形県公報

平成20年3月21日(金) 第1927号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

規 則

770 773				
山形県公益認定等審議会規則	(総	務	課).	394
山形県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	同
山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(同).	同
技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則	(人	事	課)	395
山形県公舎管理規則の一部を改正する規則	(管	財	課)	399
山形県医療法施行細則の一部を改正する規則(健	康福祉	上企画	課).	410
山形県こども館条例施行規則の一部を改正する規則	(児童	氢家庭	課).	411
山形県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(獐がい	\福祉	課).	同
山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則	(雇用]労政	課).	412
山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則	(同)	同
山形県立蔵王西部牧場管理規則を廃止する規則(エ	コ農業	维進	課).	413
山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則を廃止する規則	(建築	¥住宅	課).	同
山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(同) .	同
告 示				
	/ ID ==		·+m 、	445
山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程	•			
平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部改正				
家畜の検査の実施				
同 () () () () () () () () () (•	-	(
土地改良区の解散(村山総合支		計画	-	
土地改良区清算人の就任の届出(,	同
公共測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•			
土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出	•			
平成15年10月県告示第924号(山形県特定優良賃貸住宅の家賃等)の廃止				
平成15年10月県告示第925号(山形県特定優良賃貸住宅の敷金)の廃止	(同)	同
議会関係				
告 示				
山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程				419
人事委員会関係				
八争安良云矧际				
規 則				
山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する	規則			421
病院事業局関係				
二 小				
山形県立病院の非紹介患者初診加算料の額				427

)新設の届出 なび教習指導員審査の				-	•
		 規				
山形県公益認定等署 平成20年3月21日		布する。				
山形県規則第28号 山形県公益認定 (趣旨)			山形県知		藤	₹ ८
第1条 この規則は、 公益認定等審議会((審議会の庶務) 第2条 審議会の庶務 附 則	(以下「審議会」とい	う。) の庶務に関し		-		
この規則は、公布の	0日から施行する。					_
山形県情報公開条例 平成20年 3 月21日	施行規則の一部を改] 	正する規則をここ	こ公布する	0		
	引条例施行規則の一部: 引施行規則(平成10年		山形県知) の一部を		藤 改正する。	₹᠘
別記様式第1号中	希望する開示 を行う場所	行政情報センター 総合支庁窓口(出先機関窓口(警察本部・警察署))	を
希望する開示を行う場所	行政情報センター(総合支庁窓口(出先機関窓口(警察本部・警察署(地方独立行政法人())	に改める。	·	
附則	5別記様式第5号まで。 0年4月1日から施行		号中「、山	, 形県を」を	Γ,	を」に改める。
— 山形県個人情報保証 平成20年 3 月21E	養条例施行規則の一部 引	を改正する規則を	ここに公布	する。		_
山形県個人情報保護	る保護条例施行規則の 養条例施行規則(平成 - 他の実施機関	13年3月県規則第2		部を次のよ		弘 rる。
別記様式第1号中	国・他の地方公共	団体 その他(ر(ج	なび	

十成20年3月21日(並僱口 /	ш ///	ホ ム +	ix	A 1021 -	,
「実施機関以外の駅 その他(「他の実施機関 その他(県の機関 国・) 国、県以外の地)	他の地方公共団体 けな共団体等 」に	を 」 :改める。			
別記様式第2号中	希望する開示を行う場所	行政情報セン 総合支庁窓口 出先機関窓口 警察本部・警	1 ()) 」	
希望する開示を行う場所	行政情報センタ 総合支庁窓口(出先機関窓口(警察本部・警察 地方独立行政法	琴署 ()))	に改める。		
別記様式第3号から別記 記様式第13号から別記 附 則 この規則は、平成2	己様式第15号まで	の規定中「、山形				1号まで及び別
技能労務職員に関す 平成20年3月21日		改正する規則をこ	こに公布する		藤	32

技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則 技能労務職員に関する規則(昭和33年4月県規則第22号)の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。

別表第1

技能 労務職給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	F
	1	125,400	185,800	222,900	262,30
	2	126,400	187,600	224,800	264,40
	3	127,400	189,400	226,700	266,50
	4	128,400	191,200	228,500	268,60
	5	129,200	192,800	230,200	270,70
	6	130,200	194,600	232,100	272,80
	7	131,200	196,400	234,000	274,90
	8	132,300	198,200	235,800	277,0
	9	133,100	200,000	237,700	279,10
	10	133,700	201,800	239,600	281,20
	11	134,300	203,600	241,500	283,30
	12	134,900	205,400	243,400	285,40

平成20年3月21日(金曜日)	山 形	県 公	報	第1927号
13	135,600	207,	000 245,300	287,500
14	136,700	207,		
			·	
15	137,900	210,		
16	139,000	212,	700 250,800	293,800
17	140,100	214,	600 252,600	295,900
18	141,200	216,	500 254,600	298,000
19	142,300	218,	400 256,600	l l
20	143,400	220,	300 258,600	302,200
	444 500	200	000 500	004.000
21	144,500	222,	ŀ	
22	145,900	223,	·	
23	147,200	225,	·	
24	148,500	227,	700 266,200	310,600
25	149,800	229,	500 268,200	312,600
26	151,300	231,		
27	152,800	233,		
28	154,400	234,		
	,		·	,
29	155,700	236,	500 275,800	320,900
30	157,200	238,	000 277,700	323,000
31	158,700	239,	500 279,600	325,100
32	160,200	241,	000 281,500	327,200
33	161,600	242,	500 283,200	329,100
33	164,300	242,	ŀ	·
35	166,900	244, 245,		
36			·	
30	169,500	247,	100 288,900	335,400
37	172,200	248,	400 290,600	337,300
38	173,900	250,	000 292,400	339,300
39	175,600	251,	600 294,200	341,300
40	177,300	253,	200 296,000	343,300
	470,000	054	000 207 000	245 200
41	178,800	254,	ŀ	
42	180,600	256,		
43	182,400	257,		
44	184,200	258,	800 303,000	350,900
45	185,800	260,	100 304,700	352,800
46	187,300	261,		1
47	188,800	262,		
48	190,300	264,	ŀ	
	404 005	20=	000	050 000
49	191,600	265,		
50	192,900	266,		
51	194,200	268,		
52	195,500	269,	500 316,100	362,900

平成20年	3月21日(金曜日)	山 形	県 公 報		第1927号
	1			1 24- 222	
	53	196,900	270,600		363,900
	54	198,200	271,900	319,400	365,000
_	55	199,500	273,200		366,100
再	56	200,800	274,500	322,600	367,200
任	57	202,000	275,700	324,100	368,100
	58	203,300	276,800		368,800
用用	59	204,600	277,900		369,500
,,,	60	205,900	279,000		370,200
職		·	·	·	,
	61	207,100	280,200	328,800	370,800
員	62	208,200	281,200	329,800	371,500
	63	209,300	282,200	330,800	372,200
以	64	210,400	283,200	331,800	372,900
外	65	211,600	284,200	332,700	373,400
	66	212,600	285,100		374,100
の	67	213,600	286,000		374,800
	68	214,600	286,900	335,100	375,500
職					
_	69	215,600	287,900		376,000
員	70	216,600	288,700		376,700
	71	217,600	289,500	ŀ	377,400
	72	218,600	290,300	338,100	378,100
	73	219,600	291,100	338,600	378,600
	74	220,600	291,600	339,200	379,300
	75	221,600	292,100		380,000
	76	222,600	292,600	ŀ	380,700
		,			
	77	223,400	293,000	340,800	381,200
	78	224,400	293,400	341,300	381,800
	79	225,400	293,800	341,800	382,400
	80	226,500	294,200	342,300	383,000
	81	227,300	294,500	342,800	383,700
	82	228,100	294,900		384,300
	83	228,900	295,300	343,800	384,900
	84	229,700	295,700	344,300	385,500
	85	230,500	296,000	344,800	386,200
	86	231,200	296,400		386,800
	87	231,200	296,800		387,400
	88	232,600	297,200		388,000
				·	
	89	233,400	297,500	346,700	388,700
	90	234,200	297,900		389,300
	91	235,000	298,300		389,900
	92	235,800	298,700	348,200	390,500

平成20年3月21日(金曜日	1) 山	形 県 公	報	第1927号
93	236,50	0 298	,900 348,500	391,200
94	237,20	0 299	,300 349,000	
95	237,90	1	700 349,500	
96	238,60	1	,100 350,000	
97	239,40	0 300.	,300 350,300	
98	240,10		,700 350,800	
99	240,80	1	,100 351,300	
100	241,50		,500 351,800	
101	242.20	0 201	700 252 100	
	242,30		,700 352,100	
102	242,80		,100 352,500	
103	243,30		,500 352,900	
104	243,80	302	,900 353,300	
105	244,10	0 303	,100 353,800	
106		303	,500 354,200	
107		303	,900 354,600	
108		304	,300 355,000	
109		304	,500 355,500	
110		1	,900 355,900	
111			356,300	
112			,700 356,700	
113		305	,900 357,200	
114		l	,300	
115		1	,700	
116		307		
117		207	,300	
		1		
118		1	,600	
119 120			,200	
121			,600	
122		1	,900	
123			,200	
124		309	,500	
125		309	,900	
再任用 職員等	186,80	0 214	,600 259,000	279,40

備考 この表は、非常勤職員以外の職員に適用する。

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第32号

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則(昭和43年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 この規則において「自動車の保管場所」とは、前項に規定する敷地及び工作物のうち、自動車の保管場所の確

保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として職員に使用させるものをいう。

第5条に次の1項を加える。

2 自動車の保管場所を使用することができる者は、公舎(自動車の保管場所を除く。)を使用する者とする。 第10条第1号中「公舎料」を「公舎(自動車の保管場所を除く。)に係る使用料(以下「公舎料」という。)又は自動車の保管場所に係る使用料(以下「駐車料」という。)」に改める。

第11条の見出しを「(公舎料等)」に改め、同条第1項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第2項中「入居して」を「使用して」に、「に入居する」を「を使用する」に、「入居開始」を「使用開始」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「入居し、又は退居した場合は、入居にあつては入居した日から、退居にあつては、退居した」を「使用を開始し、又は中止した場合は、開始にあつては開始した日から、中止にあつては中止した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 駐車料は、別表第2のとおりとする。 第11条に次の1項を加える。
- 6 前2項の規定は、駐車料について準用する。 別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

公 舎 名	使用料の額(円)
山形第 3 号公舎	2,600
山形第4号公舎	2,600
山形第 5 号公舎	2,600
山形第6号公舎	2,600
山形第4号職員アパート	1,400
山形第5号職員アパート	1,700
山形第6号職員アパート	1,900
山形第7号職員アパート	1,900
山形第8号職員アパート	1,900
山形第9号職員アパート	1,500
山形第10号職員アパート	1,800
山形第11号職員アパート	1,700
山形第12号職員アパート	1,700
山形第13号職員アパート	1,700
山形第15号職員アパート	1,700

山形第16号職員アパート	1,70
山形第18号職員アパート	2,00
山形第19号職員アパート	2,10
山形第21号職員アパート	1,80
山形第22号職員アパート	2,00
山形第23号職員アパート	1,50
山形第24号職員アパート	2,00
山形第25号職員アパート	1,90
山形第26号職員アパート	1,9
上山第2号職員アパート	1,5
寒河江第3号職員アパート	1,3
寒河江第4号職員アパート	1,4
村山第4号職員アパート	1,4
村山第 5 号職員アパート	1,4
新庄第3号職員アパート	1,4
新庄第 5 号職員アパート	1,1
新庄第6号職員アパート	1,2
新庄第7号職員アパート	1,3
新庄第8号職員アパート	1,3
米沢第3号職員アパート	1,4
米沢第4号職員アパート	1,2
米沢第 5 号職員アパート	1,4
米沢第6号職員アパート	1,6
米沢第7号職員アパート	1,6

米沢第8号職員アパート	1,600
米沢第9号職員アパート	1,500
長井第4号職員アパート	1,100
長井第5号職員アパート	1,400
小国第3号職員アパート	1,100
三川第 1 号公舎	1,200
三川第2号公舎	1,200
三川第 3 号公舎	1,200
三川第 4 号公舎	1,20
三川第 5 号公舎	1,20
鶴岡第 5 号職員アパート	1,20
鶴岡第6号職員アパート	1,30
鶴岡第7号職員アパート	1,40
鶴岡第8号職員アパート	1,40
鶴岡第9号職員アパート	1,40
三川第1号職員アパート	1,10
三川第 2 号職員アパート	1,10
三川第3号職員アパート	1,10
酒田第5号職員アパート	1,50
酒田第7号職員アパート	1,40
酒田第8号職員アパート	1,20
酒田第9号職員アパート	1,40
東京第1号職員アパート	2,80
東京第2号職員アパート	2,80

保健医療大学第1号教員公舎	1,50
山形警第2号公舎	2,30
山形警第7号公舎	2,40
山形警第8号公舎	2,40
山形警第11号公舎	2,30
山形警第12号公舎	2,30
山形警第5号職員アパート	2,20
山形警第9号職員アパート	1,90
山形警第10号職員アパート	1,8
山形警第11号職員アパート	2,1
山形警第12号職員アパート	1,7
山形警第13号職員アパート	1,70
山形警第14号職員アパート	1,9
山形警第17号職員アパート	2,3
山形警第20号職員アパート	2,0
山形警第21号職員アパート	1,5
山形警第22号職員アパート	1,5
山形警第23号職員アパート	1,5
山形警第24号職員アパート	1,5
山形警第25号職員アパート	1,8
山形警第26号職員アパート	1,5
山形警第27号職員アパート	1,8
上山警第2号公舎	1,6
上山警第2号職員アパート	1,50

上山警第3号職員アパート	1,40
天童警第1号公舎	1,90
天童警第2号職員アパート	1,60
天童警第3号職員アパート	1,80
寒河江警第 1 号公舎	1,40
寒河江警第4号職員アパート	1,10
寒河江警第5号職員アパート	1,50
村山警第1号公舎	1,40
村山警第3号職員アパート	1,30
村山警第4号職員アパート	1,50
村山警第5号職員アパート	1,40
尾花沢警第2号職員アパート	1,20
尾花沢警第3号職員アパート	1,20
尾花沢警第4号職員アパート	1,10
新庄警第1号公舎	1,50
新庄警第5号職員アパート	1,30
新庄警第6号職員アパート	1,20
新庄警第7号職員アパート	1,30
新庄警第8号職員アパート	1,20
庄内警第1号公舎	1,20
庄内警第3号職員アパート	1,20
庄内警第4号職員アパート	1,20
酒田警第1号公舎	1,50
	1,40

酒田警第6号職員アパート	90
酒田警第7号職員アパート	1,70
酒田警第8号職員アパート	1,20
酒田警第9号職員アパート	1,60
酒田警第10号職員アパート	1,40
酒田警第11号職員アパート	1,40
酒田警第12号職員アパート	1,40
酒田警第13号職員アパート	1,40
鶴岡警第1号公舎	1,4
鶴岡警第4号職員アパート	1,4
鶴岡警第5号職員アパート	1,4
鶴岡警第10号職員アパート	1,3
鶴岡警第11号職員アパート	1,2
鶴岡警第12号職員アパート	1,3
鶴岡警第13号職員アパート	1,4
鶴岡警第14号職員アパート	1,5
温海警第2号職員アパート	1,5
温海警第3号職員アパート	1,4
長井警第1号公舎	1,4
長井警第3号職員アパート	1,2
長井警第4号職員アパート	1,4
小国警第2号職員アパート	1,1
南陽警第1号公舎	1,4
南陽警第2号職員アパート	1,30

南陽警第4号職員アパート		
** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	南陽警第3号職員アパート	1,300
 米沢警第1号職員アパート 米沢警第5号職員アパート 北沢警第5号職員アパート 北沢警第6号職員アパート 北沢警第7号職員アパート 北沢警第8号職員アパート 北沢警第9号職員アパート 1, 米沢警第9号職員アパート 1, 	南陽警第4号職員アパート	1,300
* 米沢警第4号職員アパート 1, ** 米沢警第5号職員アパート 1, ** 米沢警第6号職員アパート 1, ** 米沢警第7号職員アパート 1, ** 米沢警第8号職員アパート 1, ** 米沢警第9号職員アパート 1, ** 米沢警第9号職員アパート 1, ** 大沢警第9号職員アパート 1, ** 大沢警算9号職員アパート 1, ** 大沢警第9号職員アパート 1, ** 大沢警第9号職員アパート 1, ** 大沢警第9号職員アパート 1, ** 大沢警第9号職員アパート 1, ** 大沢警算9号職員アパート 1, ** 大沢警費1号職員アパート 1, ** 大沢警費1号職員ア	米沢警第 1 号公舎	1,500
** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	米沢警第1号職員アパート	900
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	米沢警第4号職員アパート	1,300
** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	米沢警第5号職員アパート	1,300
** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	米沢警第6号職員アパート	1,300
** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	米沢警第7号職員アパート	1,300
	米沢警第8号職員アパート	1,400
米沢警第10号職員アパート 1,	米沢警第9号職員アパート	1,300
	米沢警第10号職員アパート	1,400
米沢警第11号職員アパート 1,	米沢警第11号職員アパート	1,500
米沢警第12号職員アパート 1,	米沢警第12号職員アパート	1,300

別記様式第2号から別記様式第6号までを次のように改める。 様式第2号

				公	舎 使	用	申請	書			
所(属 (課、公所)	名									所属長認印
使	用	者		職員二	 -ド						ЕП
職	· 氏	名								印	
現	住	所									
			(該当するも 1 世帯用2					浊身寮	4 駐	車場	
申	込 種	別	駐車場使用	自動車	に関する	自動車	登録番号				
			事項			車	種				
	氏		名	i	性別	年龄	続柄	同居、	別居の別	摘	i 要
家											
族											
o o											
状											
況											
	 舎 使 用 を	必	要と								
公:	3理由 舎 使 用 開	始:	希望								
年月											
			舎を使用した! された場合は、				D給料から	控除して	てください。		
									年	月	日
	山形県知	事	殿								
							申請				ЕР

様式第3号

平成20年3月21日(金曜日)

	2) 舎	· f	吏 用	許	可	書			
								年	月	日
		殿								
						ılıπ	/県知事	Ī		印
						щл	ᄼᅑᄱᆍ	Ŧ		ւր
年 月	日	申請のあ	うつた・	公舎の値	用につ	いて下詞	記のとす	おり許可し	ます。	
/)	公舎	含名及び	部屋都	昏号						
公 舎 の 名 称	駐	車場	番	号						
公 舎 の 所 在 地										
使用開始年月日					年	月	日			
公舍料月額						円	公舎	料に改定が 後の金額と	があつたり :する。	場合は、
日割計算の基礎				日日	日割割	計算分包	\舎料			円
駐車料月額						円	駐車	料に改定が 後の金額と	があつた均 :する。	場合は、
日割計算の基礎				日日	日割詞	计算分點	主車料			円
は月の中途から使用で	する場合の	つみ記入	する。		•					
許可の条件)										
公舎料及び駐車料は 月の中途から使用し	た場合は、					は使用開	見始日か	いらの日割割	計算とし	、翌月の給
支給日に給料から控除	する。									

式第4号					平成20年3月21日(金曜日)						山形県公報							第1927号			
						公		舎		返		還		書		年		月	日		
山形県知	1事 展	ı X																			
											月駐	战 战員 :	属 <i>:</i> : コー	名					印		
下記のと	:おり公	舎を	E返遠	還しま	₹ す 0	りで、	検	査の	うえる	受ける記	とつ [.]	てく	ださ	l 1°							
					公舎	名及	とび音	『屋都	番号												
1 公言	舎の	名	称		駐	車	場	番	号												
2 公 叁	舎の 角	f 在	地							'											
3 返 ;	還 年	月	日																		
4 転 1	出先	住	所																		
5 そ	Ø		他																		
(注) 章 と。	転出先7	が公言	舎で	ある [‡]	易合	は、	その)他の	横に	公舎	での名	3称及	爻び┋	当該么	*************************************	使用開	始年	月日を	記入す		

様式第5号

公 舎 台 帳

区分				名 和	尔			2	公舎管理	里者		
公舎番号	公舎料	駐車料	所	在	地	構造	面	積	指定	年月日	摘	要
	円	円						m²	•	•		
									•	•		
										•		
				0 20 20 20		0.000	PR. 20 P					

様式第6号

公 舎 管 理 簿

公名	舎称	第	号	公舎の	の所在			構造		R	引取
使用開	始年月日	返還年月日	3 使月	用面積	公舎料	駐車料	所属名	職名	氏名	同居 者数	摘要
•	•			m²	円	円				人	
•	•										
•	•										
•	•										
	•					Anna.					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条及び第11条の改正規定並びに別表を別表第1とし、同表の次に1表を加える改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第33号

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則(昭和41年10月県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第36条」を「第36条及び前条第32号」に改める。

別記様式第32号の備考第4号を次のように改める。

(4) 損益計算書

別記様式第32号の備考中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

弘

2 改正後の第4条第2項及び別記様式第32号の規定は、平成19年4月1日以後に始まる会計年度に係る届出について適用し、同日前に始まる会計年度に係る届出については、なお従前の例による。

山形県こども館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤

山形県規則第34号

山形県こども館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県こども館条例施行規則(平成4年3月県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「)の施行」を「。以下「条例」という。)の施行」に改める。

第2条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条中「利用時間は」を「開館時間は、条例第2条の規定により指定 管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条中「休館日は」を「休館日は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第1号中「月曜日が」を「その日が」に、「その直後の」を「その日後においてその日に最も近い」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

山形県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第35号

山形県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山形県福祉のまちづくり条例施行規則(平成12年1月県規則第1号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。

山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則

第1条中「山形県福祉のまちづくり条例」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に改める。

第2条中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

第3条中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(公共工作物)

第10条の2 条例第22条の2の規則で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府、建設省令第3号)第4条第1項第1号に規定する案内標識

別表第2中「高齢者、障がい者等」を「高齢者、障がい者等及び要配慮者」に改める。

別記様式第1号中「山形県福祉のまちづくり条例第17条第1項」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例第17条第1項」に改め、同様式の注書中「山形県福祉のまちづくり条例施行規則」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則」に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号



別記様式第3号(その1)中「山形県福祉のまちづくり条例第18条第1項」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例第18条第1項」に、「模様替」を「模様替・用途変更」に改め、同様式の注書第1項中「山形県福祉のまちづくり条例施行規則」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則」に改める。

別記様式第3号(その2)中「山形県福祉のまちづくり条例第18条第1項」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例第18条第1項」に、「改修」を「改修・用途変更」に改め、同様式の注書第1項中「山形県福祉のまちづくり条例施行規則」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例施行規則」に改める。

別記様式第4号中「山形県福祉のまちづくり条例」を「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の別記様式第2号の規定による適合証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による適合証とみなす。
- 3 改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号(その1)から別記様式第4号までの規定による用紙でこの規則 の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤

弘

山形県規則第36号

山形県立職業能力開発校に関する規則の一部を改正する規則

山形県立職業能力開発校に関する規則(昭和33年7月県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第5条中「(別記様式第1号)」を削る。

第8条中「別記様式第2号」を「別記様式」に改める。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第37号

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部を改正する規則

山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則(平成5年4月県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第6条中「(別記様式第1号)」を削る。

第9条中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改める。

第13条第1項中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同項第1号及び第3号中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改める。

第14条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

別記様式第1号を削り、別記様式第2号を別記様式第1号とし、別記様式第3号を別記様式第2号とし、別記様式第4号を別記様式第3号とし、別記様式第5号を別記様式第4号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立蔵王西部牧場管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第38号

山形県立蔵王西部牧場管理規則を廃止する規則

山形県立蔵王西部牧場管理規則(昭和50年5月県規則第31号)は、廃止する。

附目

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第39号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則を廃止する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則(平成4年10月県規則第60号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第40号

山形県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県県営住宅条例施行規則(昭和37年4月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

г	老人扶養親族	特定扶養親族	障 が い 者	特別障がい者	老年者	寡婦(寡夫)	, r	老人扶養親族	特定扶養親族	障 が い 者	特別障がい者	寡婦(寡夫)	
別記樣式第1号中							を						に、

 	_	 				
					l	1
						1
						1
					l	
						1
					l	1
						1
					l	1

- 「 この申込書に虚偽の記載があるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。」を
- 「 この申込書に虚偽の記載があるとき、又は私若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」とい う。) であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

また、私及び同居しようとする者が暴力団員であるか否かの確認のため、山形県警察本部長に照会がな されることに同意します。

「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に改める。

を

を

別記様式第11号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

老人扶養親族	特定扶養親族	障がい者	特別障がい者	老年者	寡婦(寡夫)

		77777		
老人扶養親族	特定扶養親族	障 が い 者	特別障がい者	寡婦(寡夫)

に改める。

別記様式第18号の2中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」 に、「 次の者を同居させたいの

- で、承認されるよう申請します。」を
- 「 次の者を同居させたいので、承認されるよう申請します。

この申請書に虚偽の記載があるとき、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である ときは、申請を無効とされても異議を申し立てません。

また、同居しようとする者が暴力団員であるか否かの確認のため、山形県警察本部長に照会がなされる ことに同意します。

老人扶養親族	特定扶養親族	障 が い 者	特別障がい者	老年者	寡婦(寡夫)

Γ,		I	I	I	I
	老	特	障	特	寡
	老 人 扶	定	が	別	<i>1</i> ,⊒
	扶	扶	/),	障	婦
	養	養	L١	が	(寡夫)
	親	親		۱۱ خد	一夫
	族	族	者	者	

に改める。

別記様式第19号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」 に、「 下記の県営住宅を継続して使 用したいので申請します。」を

「下記の県営住宅を継続して使用したいので申請します。

この申請書に虚偽の記載があるとき、又は私若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、申請を無効とされても異議を申し立てません。

また、私及び同居しようとする者が暴力団員であるか否かの確認のため、山形県警察本部長に照会がなされることに同意します。

老人扶養親族	特定扶養親族	障がい者	特別障がい者	老年者	寡婦(寡夫)

г					
	老人扶	特定扶	障 が	特別障	寡婦
	養親族	養親族	とおります。	障 が い 者	(寡夫)

に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告示

山形県告示第255号

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

を

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県児童手当負担金交付規程の一部を改正する規程

山形県児童手当負担金交付規程(昭和50年1月県告示第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第7条第4項」を「附則第7条第5項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第256号

平成12年3月県告示第303号(実技試験に係る技能検定試験手数料の額)の一部を次のように改正する。 平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

第2項の表検定職種の欄中「、工業彫刻」、「、紙器・段ボール箱製造」、「、ほうろう加工」、「、パン製造」及び「、ブロック建築」を削り、「建具製作」を「建具製作、紙器・段ボール箱製造」に、「石材施工」を「石材施工、パン製造」に、「左官」を「左官、ブロック建築」に改める。

弘

山形県告示第257号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬の馬伝染性貧血、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びにみつばちの腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため。

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあっては、鶴岡市、新庄市、上山市、尾花沢市、東村山郡山辺町、同郡中山町、西村山郡西川町、同郡朝日町、同郡大江町、最上郡金山町、同郡舟形町、東置賜郡川西町、西置賜郡白鷹町及び東田川郡三川町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあっては、生後6か月未満の 牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のブルセラ病及び結核病の検査	1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛
	2 1の牛と同一施設内で飼養している牛
牛のヨーネ病の検査	 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛(3から5までに該当するものを除く。) 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛(4に該当するものを除く。) 3 2の牛と同一施設内で飼養している牛(4及び5に該当するものを
	除く。)
	4 共同牧野等に放牧する牛
	5 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移動したもの
	6 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移動したもの
馬の馬伝染性貧血の検査	1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している雌馬 2 競技用馬及び乗用馬
鶏の家きんサルモネラ感染症のう	種卵を採取することを目的として飼養している鶏
ちひな白痢の検査	
みつばちの腐蛆病の検査	みつばち
牛のブルータング、アカバネ病、	実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していな
チュウザン病、アイノウイルス感	い牛
染症、イバラキ病及び牛流行熱の	
検査	

4 実施の期日及び場所

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれ ぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあっては、凝集反応検査、補体結合反応検査及び疫学的検査
- (2) 牛の結核病の検査にあっては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあっては、酵素免疫測定法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 馬の馬伝染性貧血の検査にあっては、寒天ゲル内沈降反応検査、疫学的検査及び臨床検査

- (5) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあっては、凝集反応検査
- (6) みつばちの腐蛆病の検査にあっては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (7) 牛のブルータング、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあっては、血清学的検査

山形県告示第258号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため。

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体(家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。)

4 実施の期日

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

5 実施の場所

山形市大字中野字的場936番地(山形県家畜死体保冷保管施設)。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

6 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第259号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号の規定により、土地改良区が次のとおり解散した。 平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地改良区の名称

吉原土地改良区

2 事務所の所在地

山形市南館三丁目7番4号

3 解散年月日

平成20年3月4日

山形県告示第260号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算人吉原 土地改良区の清算人に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年3月21日

	氏	名		住	所
Ш	田	敏	治	山形市吉原二丁目18番17号	
小	関	政	悦	同 1番9号	
桜	井	庄 一	郎	同 7番8号	

子	幹	夫	同	7番37号
井	光	男	同	南館127番 1 号
尾		亨	同	吉原二丁目 1 番15号
尾	勝	則	同	若宮二丁目3番2号
地	弘	幸	同	吉原一丁目 3 番15号
П	忠	博	同	前明石60番地
	井尾尾地	井 光 尾 勝 地 弘	井 光 男 尾 勝 則 地 弘 幸	井 光 男 同 尾 亨 同 地 弘 幸 同

山形県告示第261号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施した地域
 - 米沢市相生町から同市大字塩野地域
- 2 公共測量を実施した期間平成19年10月20日から同年12月10日まで
- 3 作業の種類

公共測量(2級水準測量)

山形県告示第262号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、山形市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 土地区画整理事業の名称

山形広域都市計画事業十日町土地区画整理事業

2 換地処分の内容

平成19年11月9日付け指令都計第11号で認可した換地計画のとおり。

3 換地処分の年月日

平成19年12月21日

山形県告示第263号

平成15年10月県告示第924号(山形県特定優良賃貸住宅の家賃等)は、平成20年3月31日限り廃止する。 平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第264号

平成15年10月県告示第925号(山形県特定優良賃貸住宅の敷金)は、平成20年3月31日限り廃止する。 平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

議 会 関 係 告 示

山形県議会告示第2号

山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月21日

山形県議会議長 阿 部 信 矢

山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年3月県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。 第3条中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(交付辞退等の届出)

- 第4条 議員は、政務調査費の交付を辞退するときは、別記様式第5号により議長に届け出るものとする。
- 2 議員は、前項の辞退の届出をした後に、新たに政務調査費の交付を受けようとするときは、別記様式第6号により議長に届け出るものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

(支払証明書)

第6条 条例第10条第5項の様式は、別記様式第7号によるものとする。 別表を次のとおり改める。

別表

支出科目	内容
調査研究費	県の事務及び地方行財政に関し会派又は議員が行う調査研究並びに調査委託に要する 経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会、 講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (会場・機材借上費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費及び議員が地域住民の県政に関する要望、意見等を吸収するために行う各種会議に要する経費 (会場・機材借上費、資料印刷費、交通費、宿泊費等)
資料作成費	会派又は議員が議会活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広報費	議会活動及び県政に関する政策等について会派又は議員が行う広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事務所費	会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の借上料、管理運営費等)
事務費	会派又は議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人件費	会派又は議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

別記様式第4号中 代表者氏名」 「会派名及び代表者氏名 に、「第8条第5項」を「第8条第6項」に改

め、同様式の次に次の3様式を加える。

第1927号

様式第5号

年 月 日

山形県議会議長 殿

議員氏名

印

政務調査費の交付辞退について

このことについて、下記のとおり政務調査費の交付を受けることを辞退しますので届け出ます。

記

- 1 交付を辞退する議員氏名
- 2 交付を辞退する政務調査費(年 月分~ 年 月分)

様式第6号

年 月 日

山形県議会議長 殿

議員氏名

政務調査費の交付について

このことについて、 年 月 日付けで政務調査費の交付を受けることを辞退していましたが、下記のとおり政務調査費の交付を受けることとしたいので届け出ます。

記

- 1 交付を受けようとする議員氏名
- 2 交付を辞退していた政務調査費(年 月分~ 年 月分)
- 3 交付を受けようとする政務調査費(年 月分~ 年 月分)

T-4-T	~~~	_	
ᅕᆍᅮ	· -		=
17K 1	$^{\prime}$,	\neg

年度政務調査費支払証明書

支出	IN	
∇	V.T	

支払年月日	支払額	支 払 先	使途及び内容	備考
計				

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名及び代表者氏名 又は議員氏名 ΕD

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

人事委員会関係

規

則

山形県人事委員会規則 5 - 1 (給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則をここに公布する。 平成20年3月21日

> 山形県人事委員会 委員長 小 野

勝

(山形県人事委員会規則5-1の一部改正)

第1条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を次のように改正する。

平成20年3月21日(金曜日)		山 Я	》 県	公 報	第1927号
r	34	_ r	33		
	34		34	_	
	35		34		
			34		
	35				
	36		35		
	36		35		
	37		35		
	37		36		
	38		36		
別表第7イの表2級の欄中	38	を	36	に改める。	
	39		37		
	39		37		
	40		38		
	40		38		
	41		39		
	41		39		
	42		40		
	42		40		
	43		41		
г		-'」 		- ', 	
	26		25		
	26		26		
	27		26		
	27		26		
	28		27		
		,			

7,5%=0 0 / 3= : 百 (並	,		4 /1/	715	Z 1k 31.02.3
別表第7八の表2編	吸の欄中	28	を	27	一に改める。
		29		27	
	-	29		28	
		30		28	
		30		28	
		31		29	
	l		י נ'		1
	r [30	, r	29	
		31		30	
		32		30	
		33		31	
別表第7二の表2点	15の増出	33		31	に改め、
加农 第 / 二 切农 ∠ 系	及り作品中	34	を	32	ICIX 00
		34		32	
		35		33	
		35		34	
		36		35	
r r_			, ,		_1
42	41				
43	42				
44	42				
45	43				
45	43				
46	44				
46	44				

平成20年3月21日(金	2曜日)	Щ	形	県	公	報 第1927号
		36		34		
		37		35		
		37		35		
		38		36		
		38		36		
		39		37		
		39		38		
		40		39		
r		└── 」	L			
46	45					
47	46					
48	46					
49	47					
49	47	1-7547				
50	48	に改める。				
50	48					
51	49					
51	50					
52	51					
,	г		r		7	
		42		41		
		42		42		
		43		42		
		43		42		
		44		43		
		. '	1		1	

	44		43	
	45		43	1-76 H 7
別表第7リの表2級の欄中	45	を	44	に改める。
	45		44	
	46		44	
	46		45	
	46		45	
	47		46	
	47		46	
		΄.1		1

別表第9の2八の表中「8,500円」を「8,600円」に改め、同表リの表中「6,100円」を「6,200円」に改める。 (山形県人事委員会規則5 - 1等の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則(平成18年4月 1日)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「100分の12」を「100分の13」に改める。

附則別表を次のように改める。

附則別表

支給割合	支 給 地 域
100分の16	東京都特別区
100分の13	大阪府大阪市
100分の12	東京都府中市 愛知県名古屋市
100分の 6	宮城県仙台市
100分の 3	岐阜県岐阜市

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

病院事業局関係

告 示

山形県病院事業告示第1号

山形県立病院料金規程(平成15年3月県病院事業管理規程第3号)本則の表に規定する非紹介患者初診加算料の額を次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月21日

山形県病院事業管理者 野村 一 芳

¢	. 央	病	院	2,600円
新	i 庄	病	院	1,890円
沪	北	病	院	1,580円

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに米沢市役所において平成20年7月21日まで縦覧に供する。

平成20年3月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品米沢駅前店

米沢市東三丁目1967番 4 外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役 河内 伸二

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 栃木県小山市大字卒島1293番地

代表取締役 河内 伸二

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年11月8日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,838.1平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 87台
 - (2) 駐輪場の収容台数 60台
 - (3) 荷さばき施設の面積 126.5平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 40.44立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - イ 開店時刻 午前9時
 - 口 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分から午後10時15分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3 か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後8時30分まで
- 8 届出年月日

平成20年3月7日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年7月21日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イ及び同法第99条の3第4項第1号イの規定による 技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成20年3月21日

- 1 審査の種類
 - (1) 技能検定員審査
 - ア 技能検定員審査(大型)
 - イ 技能検定員審査(中型)
 - ウ 技能検定員審査(普通)
 - 工 技能検定員審査(大特)
 - 才 技能検定員審査(大自二)
 - 力 技能検定員審査 (普自二)
 - キ 技能検定員審査 (牽引)
 - ク 技能検定員審査(大型二種)
 - ケ 技能検定員審査(中型二種)
 - コ 技能検定員審査(普通二種)
 - (2) 教習指導員審査
 - ア 教習指導員審査 (大型)
 - イ 教習指導員審査(中型)
 - ウ 教習指導員審査 (普通)
 - 工 教習指導員審査(大特)
 - 才 教習指導員審査(大自二)
 - 力 教習指導員審査 (普自二)
 - キ 教習指導員審査(牽引)
 - ク 教習指導員審査(大型二種)
 - ケ 教習指導員審査(中型二種)
 - コ 教習指導員審査(普通二種)
- 2 審査の期日及び場所
 - (1) 期 日

平成20年4月21日(月)から同月25日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場 所

天童市大字高擶1300番地 山形県総合交通安全センター

- 3 審査の申請手続
 - (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書に山形県指定自動車教習所規程(昭和53年6月県公安委員会告示第15号)第5条第1項に規定する書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)に提出すること。

(2) 申請の受付期間及び受付時間

平成20年4月1日(火)から同月7日(月)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

5 その他

詳細については、運転免許課(電話023-655-2150)に問い合わせること。